

宮古島市中小・零細企業助成金募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた宮古島市内の事業者に対して助成金を交付し、その経営を支援することを目的とする。

2. 応募資格要件

次の条件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 本市に住所を有する者
- 2) 3. 交付対象となる融資（下記の表）に掲げる融資を受けた者
- 3) 令和元年12月末日までを期限とする本市の公的義務（市税、使用料等）の納付が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）
- 4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
 - エ 役員のうち暴力団員等がいる法人
- 5) 宮古島市事業者経営支援助成金の交付を受けていない者

3. 交付対象となる融資

名 称	実施主体
中小企業セーフティネット資金（災害等被害対応貸付）	沖縄県
セーフティネット保証4号・5号	国、沖縄県
危機関連保証	国、沖縄県
新型コロナウイルス感染症特別貸付	沖縄振興開発金融公庫
新型コロナウイルス対策マル経融資	沖縄振興開発金融公庫

4. 助成金の額

1事業者あたり 100,000円

5. 提出書類等

1) 提出書類

- 宮古島市中小・零細企業助成金交付申請書・請求書（様式第1号）
- 新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けたことを証明できる書類（写し）
- 振込用通帳の口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できるページ（写し）

2) 受付期間 令和2年5月11日（月）から令和2年9月30日（金）**12月28日（月）**

※期間を再延長しました。

3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課（0980-73-2690）

〒906-0012 宮古島市平良字西里187番地 平良第2庁舎

4) 提出部数 1部

5) 提出方法 郵送（受付期間最終日消印有効）

※郵送に必要な封筒及び切手はご自身で準備願います。

6. その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 申請者の市税等の納税状況について、関係課へ照会を行う
- 2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
- 3) 提出された書類は返却しない
- 4) 提出された書類の複製を作成する場合がある
- 5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある